

「三月革命」と官僚政治の相対的自立性の維持

〔選挙法と5月選挙〕

——三月前期のプロイセンにおける

「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開（10）——

川 本 和 良

1847年2月3日の勅令による合同州議会の開催を契機として、「三月革命」¹⁾に遂行されたプロイセンにおける選挙制度の変革と憲法制定の過程は第26表のような変遷を辿っている。そのさい、「三月革命」は、2月24日のパリにおける「二月革命」と3月13日のウィーンの革命の強い影響のもとで勃発したのに照応して、6月のパリの敗北と10月のウィーンの敗退の影響を受けて、革命の時期から反革命の時期へと流れの方向を大きく変える。すなわち、外的状況の変化の影響のもとで、内的にもラインブルジョアジーを担い手とする革命の時期から東エルベ地域の保守的ユンカーを担い手とする反革命の時期へと移行していくのである。この移行の基盤となったのが、6月末の「新プロイセン新聞（いわゆる「十字新聞」）」の創刊と、8月中旬のいわゆる「ユンカー議会」の開催であった。この結果、憲法の内容の重点も自由主義的議会制立憲君主制から外見的立憲主義へと大きく移動し、革命は挫折したのであった。

以下、合同州議会から革命挫折後の三級選挙法に基づくプロイセン下院創設に至る過程で、官僚政治の相対的自立性がどのように維持されていったのか、を考察するに当たり、まず、時期を革命期と反革命期およびその後の経過の三つにわけ、ついで、革命期と反革命期については、選挙法と選出された議員の構成〔とくに1848年5月22日開会のプロイセン国民議会（die preußische Nationalversammlung）と、約1年後の1849年5月30日の命令による三級選挙法の実施により、8月7日に開催されたプロイセン第二院（下院）における議員構成〕および

第26表 「三月革命」期のプロイセン選挙制度の変遷と諸事件

1847年	2月3日	勅令（das Patent für den Veneinigten Landtag）で合同州議会召集。
1848年	2月24日	バリ「二月革命」。
	3月1日	ハイデルベルク集会（Heidelberger Versammlung der 51 Männer）⇒7人委員会選出（der Siebener-Ausschuß）⇒3月31日～4月3日フランクフルト「準備議会」（Tagung des „Vorparlament“ in Frankfurt）⇒50人委員会選出（ein Fünffziger Ausschuß）⇒5月18日50人委員会解散＝フランクフルト国民議会の開会。
	3月13日	ウィーンの革命。
	3月18日	ベルリン市街戦＝「三月革命」勃発。
	3月19日	自由主義内閣成立（Ministerium Graf. Arnim）。
	3月29日	カンプハウゼン＝ハンゼマン内閣（Ministerium Camphausen-Hansemann）。
	4月2日	第2回合同州議会の召集〔ここで憲法判定のためのプロイセン国民議会開催を決定〕。
	4月8日	選挙法制定〔議員選挙は普通、平等、間接、秘密選挙〕。
5月1日、8日		フランクフルトとプロイセンの国民議会選挙。
	5月18日	フランクフルト国民議会の開催。
	5月22日	プロイセン憲法制定国民議会がベルリンで開催〔ベルギー憲法を模範とする法律案＝自由主義的議会制立憲主義をめぐる討議〕。
	6月20日	アウエルスヴァルト＝ハンゼマン内閣（Ministerium Auerswald-Hansemann）。
	6月23～27日	バリの反乱と鎮圧〔反革命派に有利になった決定的事件〕。
	6月29日	フランクフルト国民議会がオーストリーのヨハン大公（der Erzherzog Johann von Österreich）をドイツ摂政（Reichsverweser）に選出。
	6月末	「新プロイセン新聞（„Neue Preußische Zeitung“）」、いわゆる「十字新聞（„Kreuzzeitung“）」創刊〔貴族官僚の反動勢力の態勢挽回＝保守党の発展の出发点〕。
	8月9日	プロイセン国民議会が将校たちに反動的策動を行なわぬよう警告する訓令を陸軍省が発布する決議〔反革命のきっかけ〕。
8月18～19日		ベルリンで「大土地所有の利害の維持とすべての働く階級の福祉の促進のための協会（„Verein zur Wahrung der Interessen des Großgrundbesitzes und der Förderung des Wohlstandes aller Werkklassen“）」、いわゆる「 Junker-議会（„Junkerparlament“）」開催。
8月23日～		ベルリンでS.ボルン（Stephan Born）主導のもとで第1回全ドイツ労働者会議（der 1. Allgemeine Deutsche Arbeiterkongreß）開催〔25の都市から31の労働者協会（31 Arbeitervereine）と3労働者委員会（3 Arbeiterkomitees）が参加⇒「労働者友愛会（Arbeiterverbrüderung）」を結成し、ライプツヒに本部を置いて10月1日より活動開始、10月3日より機関紙、「友愛（„Die Verbrüderung“）」を発刊⇒1854年にこの労働者組織は連邦議会（Bundestag）の決議により廃止〕。
9月3日		
	9月8日	アウエルスヴァルト＝ハンゼマン内閣の退陣。
	9月13日	ヴランゲル将軍（General Friedrich von Wrangel）がマルクブランデンブルク地方の全軍を統括する司令官に任命〔ベルリンへの威圧〕。
	9月22日	プフェール内閣（Ministerium Pfuel）。
	10月6日	ウィーン蜂起⇒宮廷はオルミュツヘ移動。
	10月15日	フリードリッヒ・ヴィルヘルム4世が王権神授説を表明。
10月30日～		ウィーンへのオーストリー軍の攻撃＝ウィーンの反革命。
11月1日		
10月31日		シュヴァルツェンベルク（Fürst zu Schwarzenberg）がオーストリー首相に就任。

	11月2日	ブランデンブルク＝マントイフェル内閣 (Ministerium Graf von Brandenburg-Otto von Manteuffel) [1858年の「新時代 („Neue Aera“)」までの反動の10年間 (das Jahrzehnt der Reaktion in Preußen) の開始]。
	11月9日	プロイセン国民議会に停会を命令⇒ブランデンブルクへ移転。
	11月10日	ヴァンゲル将軍のベルリン進駐。
	11月27日	オーストリー首相シュヴァルツェンベルクがオーストリー＝ハンガリー帝国の存続を宣言 [フランクフルト国民議会のドイツ統一事業への宣戦布告]。
	12月5日	プロイセン国民議会解散。欽定憲法 (Verfassungs-Urkunde für den Preussischen Staaten) 発布 [国王は反対するも内閣が発布を強行。内容はほぼ草案と一致した自由主義的内容。国王が不満なので12月6日の選挙法で選ばれた議会で欽定憲法の改正論議を規定 (第112条第1項)]。
	12月6日	選挙法 [議会は二院制。上院議員は地方自治体の議会より選出。下院議員は普通、平等、間接選挙で国民より選出]。
1849年	1月	フランクフルト国民議会が議会決議はすべて法律の効力をもつと決定。
	2月26日	ベルリンに議会召集 [憲法改定論議⇒改正をめぐり政府と下院で意見衝突]。
	3月4日	オーストリー議会解散。オーストリー憲法発布 [財政と関税制度と軍隊編成を共通にする単一不可分の君主国を宣言＝フランクフルト国民議会への挑戦状⇒フランクフルト国民議会は「小ドイツ」創設に向かう]。
	3月28日	ドイツ帝国憲法 (Reichsverfassung) 成立 [オーストリー除外の「小ドイツ主義」(賛成267票、反対263票)]。フランクフルト国民議会はプロイセン国王をドイツ皇帝に選出 (賛成290票、棄権248票、欠席200票)]。
	4月3日	プロイセン国王のドイツに対する至上権要求 [フランクフルト国民議会の決定に対する挑戦状]。
	4月27日	プロイセン下院への解散命令。
	4月28日	プロイセン国王のドイツ皇帝就任拒否。
	5月～7月	ドイツ帝国憲法戦役 (die deutsche Reichsverfassungskampagne) [ドレスデン⇒バイエルン⇒フランクフルト侯領⇒ライン州⇒バーデン] =ドイツ革命の終結＝反革命の勝利。
	5月16日	「十字新聞」グループによるプロイセン基本権の起草者であるヴェストファーレンの農民王、最高裁判事ベネディクト・ヴァルデック (Benedikt Waldeck) に対する中傷訴訟 [立憲主義思想からロマン主義的＝家産的國家論への移行の画期]。
	5月30日	フランクフルト国民議会のシュツットガルト移転 [「残骸議会 (Rumpfparlament)」。]
	5月30日	三級選挙法 (Dreiklassenwahlrecht) 採用の命令 [不平等、間接、公開選挙⇒民主主義者はこの命令を無効として選挙をボイコット⇒保守党員から多数選出]。
	6月18日	シュルテンベルク政府によるシュツットガルトのフランクフルト国民議会の会議場閉鎖＝フランクフルト国民議会の最後。
	8月7日	プロイセン両院の開会 [12月に両院の一致で憲法草案成立⇒国王は15項目の改正案提出⇒それに基づく相当の変更⇒両院による採択⇒国王の同意]。
1850年	1月31日	プロイセン憲法 (Verfassungs-Urkunde für den Preussischen Staaten) 発布 [ベルギー憲法を模範としつつも、国王権力拡大。第一院を等族制・貴族制的に改組＝王子、シュタンデスヘル、一定の大土地所有者の家長、国王により終身選任された議員、選挙によって多額納税者および大都市から選ばれた議員、により構成。第二院は三級選挙法]＝プロイセン改革以降の官僚的絶対主義より外見的立憲主義 (Scheinkonstitutionalismus) への移行。
	12月19日	マントイフェル内閣 (Ministerium Otto von Manteuffel)。
1854年	10月12日	第一院の組織変更 (Verordnung wegen Bildung der Ersten Kammer vom 12. Oktober 1854) [出生による世襲議員と国王任命の終身議員より構成。議員定数は定められない。1853年5月7日の法律 (Gesetz, betreffend die Bildung der Ersten Kammer vom 7. Mai 1853) による委任に基づく変更]。

憲法制定過程と憲法の内容の三点に焦点を絞って検討をすすめることにしよう。

- 1) Friedrich Engels, *Revolution und Konterrevolution in Deutschland*, Karl Marx · Friedrich Engels Werke · Band 8, Berlin 1960, 35, 58, 60, 64～65, 66, 67～68, 80, 82, 84, 86, 88, 98, 105～106, エンゲルス『ドイツにおける革命と反革命』、『マルクス＝エンゲルス全集』大内兵衛・細川嘉六監訳，第八巻，大月書店，1962年，33, 55, 57, 61～62, 63, 64～65, 76, 79, 80～81, 83, 85, 94, 100～102ページ。Veit Valentin, *Geschichte der deutschen Revolution 1848～1849*, Zweiter Band, Bis zum Ende der Volksbewegung von 1849, Studien-Bibliothek, Köln Berlin 1970, 232～233, 703～706。Rudolf Stadelmann, *Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848*, München 1948, 123, 128, 129, 130, 144, 145, 149, 150～152, 176, 183, シュターデルマン『1848年ドイツ革命史』大内宏一訳，創文社，1978年，170, 177, 179, 180, 199, 200, 206, 208～210, 242, 251ページ。シルファート，前掲書，133, 186ページ。Konrad Repgen, *Märzbewegung und Maiwahlen des Revolutionsjahres 1848 im Rheinland*, Bonn 1955, 225, 235。H. Rosenbeng, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, 31～32, 訳，48～50ページ。山田晟『ドイツ近代憲法史』東京大学出版会，1963年，32～35ページ。Auszug aus der Geschichte, 28 Auflage, Hg., von Verlag Ploetz KG., Würzburg 1976, 1012～1017, より作成。ただし，山田晟，前掲書，33ページ，において，プロイセン国民議会の議員の選挙は，普通，平等，直接，秘密選挙となっており，また，C. F. メンガーも，普通，平等および直接と書いている（Christian-Friedrich Menger, *Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit. Eine Einführung in die Grundlagen*, Heidelberg 1988, 130, C. F. メンガー『ドイツ憲法思想史』石川敏行他訳，世界思想社，1988年，183ページ）。しかし，直接ではなく間接である。

革命期。まず，プロイセン国民議会の選挙法の制定過程から考察を始めよう。選挙法は，4月2日に開催された第2回合同州議会において，4月5日より審議が始まり，4月8日に選挙施行規則とともに公布された。それは11条からなり，そのうち，とくに第1，2，5条をめぐる論争が行なわれたので，論争点を辿ることにしよう。

① 修正可決された第1条は，「すべてのプロイセン人は24才を超え，法的効力のある裁判所の判決の結果，市民権を喪失していないならば，かれは6ヵ月以上定住し，もしくは滞在している市町村において，投票権を有する第一次選

舉人となる。ただし、公共の財産による救貧扶助を受けている者を除く」であった。そのさい、二点で修正を受けた。

i) 最初の法案は、「かれが1か年以上正常に居住している市町村において、第一次選挙人としての投票権を有している」となっていたのを、「6か月以上定住」と改めた点。これは、賛成271票対反対233票でもって、1年という期間は「長すぎるように思われるという理由で」6か月とされた。定住期間を設定した意図は、本来、とくに移動する手工業職人を選挙から除外することにあった。3月18日のベルリン市街戦の死亡者名簿からも明らかなように、最大の比率を占めていたのは指物職人であり、ついで仕立職人、第三にかなり離れて鋳前職人であった。そして、かれらの一部は遍歴時代をスイスやパリで過していたのである。したがって、移動する手工業職人が、最も勇敢な革命の斗士であり、「共産主義に感染していた」がゆえに、選挙権から除外されなければならないのであるが、そのためには定住期間を1年から6か月に変更しても支障はない、と判断されたのであった。

ii) 最初の法案では、「公共の財産による救貧扶助を受け、もしくは自分の所帯をもたないで雇用されて賃金と食事を得ている者を除く」となっていたのを、「もしくは……」以下を削除。最初の法案では、被救恤者と僕婢を選挙権から除外することを意図していた。しかし、東エルベの騎士領所有者層が、僕婢の過半数がかれの農場で働き、僕婢條令のもとにあることから、選挙において自由になると考え、「下層の人民階級のなかにも、屢々きわめて尊敬すべき個人が存在している」と主張したため、「もしくは……」以下が削除されたのである。この結果は、後述するように、騎士領所有者層の意図と逆になった。

② 第2条には間接選挙が規定されていた。これに対し、一部議員から直接選挙の提案がなされたが、第2条は原案通り可決された。この理由については後述する。

③ 第5条の規定は、「市民権を有するすべてのプロイセン人は、30才を超え、完全な市民権を喪失せず、公共の財産による救貧扶助を受けていないならば、被選挙権を有する」であり、原案通りとなった。ここでは、被選挙権を31才以

上ではなく、25才にすべきであるとの意見が出された。しかし、カンプハウゼンが、有産者の仲間になるような年令にすでに達している人々にのみ政治的意見を述べさせるべきである、と主張して原案通りとなった。熱狂した青年は有産市民の理想に耽ろうとしないからである。ちなみに、S. ボルン（Stephan Born）は4月末に漸く24才になったばかりであった。

以上のような審議過程を経て、カンプハウゼン内閣のもとで、普通、平等、間接、秘密の選挙法が成立したのであった。なお、500人の第一次選挙人（Urwähler）ごとに1人の第二次選挙人（Wahlmann）を選出し、議員（Abgeordnete）と代理人（Stellvertreter）は60,000人まで1人、それを越えると2人、さらにそれに加えて40,000人を越えるごとに1人が選出されることとされた。¹⁾

この審議過程から四点に注目しておきたい。第一は、この選挙法は、3月18日のベルリンの市街戦やケルンの赤い蜂火等の国土の隅々に至るまでの3月の数週間の「一種の発熱状態（einer Fieberzustand）」の衝撃のもとで、カンプハウゼン内閣により制定されたことである。したがって、第二に、奴婢に対する選挙権の承認にみられるように、一方で、東エルベの騎士領所有者層と妥協しつつ、第三に、他方で、6か月以上の定住規定と被救恤者排除規定により、既述のように「大衆貧窮」を基礎とする共産主義的諸傾向に対処するため、移動する手工業職人やプロレタリアートから選挙権を剥奪したことである。

ここに、既述のライン大ブルジョアジーと国家権力との「公然の、完璧な、実際に則した同盟」、ライン自由派の強調した、「社会問題」に対処するための国家の統一が、第二回合同州議会を舞台として実現されたのであるが、同時に、ライン自由派が主導権を握っていたとはいえ、「社会問題」に対処するため、東エルベの騎士領所有者層と妥協することにより、「三月革命」の挫折の第一歩が印されたのであった。

この挫折との関連において、第四に注目すべき点は、大部分の騎士領所有者がカンプハウゼン内閣をヨリ小さな害悪と考えたのに対し、公然と普通選挙に反対した例外的少数派、タッデン・トリグラフ（Adolf von Thadden-

Trieglaff), レオポルトとルードヴィッヒのゲルラッハ兄弟 (Leopold und Ludwig von Gerlach), ビスマルク (Otto Fürst von Bismarck) やマントイフェル (Otto von Manteuffel) 等が存在したことである。マントイフェルは、「三月革命」挫折後の反動の10年間の内相と首相を勤めることになるのであるが、この少数派が後の保守党形成の萌芽となるのである。²⁾

- 1) 第2回合同州議会については、Vgl. Verhandlungen des am 2. April 1848 zu Berlin eröffneten Zweiten Vereinigten Landtages (2. 4.—10. 4. 1848). Nach stenographischer Aufnahme, Herausgegeben von Werner Schubert, Liechtenstein 1989. 選挙法草案と審議過程については、Vgl. Ebd., 2, 30～39. また、シルファート, 前掲書, V プロイセンの新選挙法とその結果, 63～92ページ, とくに68～69, 71～77ページ。K. Repgen, a. a. O., 127～128. Wilhelm Schulte, Volk und Staat, Westfalen im Vormärz und in der Revolution 1848/49, Münster 1954, 184. ベルリン市街戦の死亡者名簿については、Vgl. R. Stadelmann, a. a. O., 61, 訳, 84ページ。

なお、この選挙法に基づくプロイセン国民議会選挙は、5月1日と8日にフランクフルト国民議会への選挙と同日に行なわれたので、ここでフランクフルト国民議会の選挙について一瞥しておきたい。

フランクフルト国民議会の選挙法はつぎのような経過を経て成立した。3月5日にハイデルベルクへ全ドイツから51人の政治家が集まり、ドイツ国民議会召集の選挙を行なうため、7人委員会 (Siebener-Ausschuß) を選出して、準備議会 (Vorparlament) を形成する任務を与えた。準備議会は、3月31日より4月3日までフランクフルトのパウロ教会 (Paulskirche) で、約500名の各邦議会議員や政治家が参集して開かれた。

ところで、ドイツ国民議会の開催権は1815年設立の連邦議会 (Bundestag) にあり、ここで3月30日に「諸政府と国民の間でドイツ憲法を作成する」目的で国民議会を召集するため、70,000人に1人の議員を選出することを決めたが、細目はドイツ諸邦の政府に委ねることとし、選挙についての審議を準備議会で行なうことを事実上認可した。こうして準備議会では「70,000人に一人の割合で第一次選挙によって選出される一院制の国民議会 („Haus des Volkes, hervorgehend aus Urwahlen nach dem Maßstabe von 1 zu 70,000“)」をめぐる討議がなされたのである。

この討議により、① 70,000人に1人の議員が50,000人に1人に修正、② 普通、平等選挙、③ 選挙権、被選挙権をともに独立の成年男子 (jeder selbständige, volljährige Mann) に、財産と身分の制限なしに賦与、④ 5月1日に国民議会を

フランクフルトに召集、のみが決定され、その他の選挙の細目は各邦に存続している選挙法に委ねられた。この結果、領邦間で選挙のやり方に大きな相違が生じた。

例えば、「自立した男子」の選挙権を、オーストリー、プロイセン、ヘッセン・ダルムシュタット、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ブラウンシュヴァイク、ナッサウは無制限で認めたのに対し、ハノーファー、クールヘッセン、ヴェルテンベルクでは労働者と奉公人（Arbeiter und Dienstboten）を「自立した男子」から除外し、ザクセンでは家内奴婢（Hausgesinde）を除外した。フランクフルトでは裁判所の規定した保護（gerichtlich geordnete Pflugschaft）のもとにある者のみを除外した。バイエルンでは国家に直接税を支払っている公民（Staatsbürger）にのみ選挙権を与えたので、50人委員会（der Fünzigerausschuß）が抗議したが無駄であった。その他の多くの諸邦は、「自立（Selbständigkeit）」とは何か、を規定しないままで、多くのばあい直接選挙を行ったのであった（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 2~3. シルファート、前掲書、101~128ページ。K. Repgen, a. a. O., 115~124, 139. W. Schulte, a. a. O., 184. なお、連邦議会については、Vgl. F. Hartung, a. a. O., 110, 115~116, 訳、246~248, 257~258ページ）。

プロイセンでは、フランクフルトとプロイセンの国民議会の選挙が同じ日に行なわれた。第一次選挙人（Urwähler）による第二次選挙人（Wahlmänner）選挙が5月1日、議員（Abgeordnete）選挙は5月8日であった（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 7. シルファート、前掲書、135ページ）。フランクフルト国民議会の選挙法は4月11日に定められた。そのさい、「成年（„Volljährige“）」については、例えばライン州では三つの異った年令が設定された。①一般国法が効力をもつ、いわゆる古い地方（Altprovinzen）、デュイスブルクとレース郡（die Kreis Duisburg und Rees）では24才、②ドイツ普通法（das Gemeine Deutsche Recht）が効力をもつコブレンツ県のライン河東部では25才、③民法上でナポレオン法典（Code Napoléon）にしたがって生活していたケルン控訴院（Kölner Appellhof）領域に属するその他の州の部分では21才。また、「独立」の概念（der Begriff „selbständig“）は4月8日のプロイセン国民議会の選挙法と同じく救貧扶助を受けていない者とされた。そして、50,000人に1人の割合でプロイセンでは191人の議員を選出することになった（K. Repgen, a. a. O., 137~140）。

以上より、プロイセンではプロイセン国民議会の選挙は4月8日の選挙法に基づいて、フランクフルト国民議会の選挙は4月11日の選挙法に基づいて同じ日に実施されたのである。この結果、両者の選挙区は異った。プロイセン国民議会のばあい、ライン州では、500人ごとに1人の第二次選挙人を選出する選挙区（Urwahlbezirk für die Wahlmänner-Wahl）を形成するに当り、300人以下の市

町村（Gemeinde）のばあいには、隣接市町村と合併し、1,000人以上の時は、一選挙区5人以上の第二次選挙人を選出できないように分割した（K. Repgen, a. a. O., 127. なお、選挙区および選出された議員と代理人の氏名については、Vgl. Ebd., 335～342）。ヴェストファーレン州のばあいでも同じであり、平均して各郡で1人の議員、総計38人を選出することとされた（W. Schulte, a. a. O., 184. なお、選出された38名の議員名と同数の代理人名については、Vgl. Ebd., 187～189）。

フランクフルト国民議会のばあい、50,000人に1人の議員選挙とされていたが、ライン州のばあい、選挙区は、郡長の行政地域（die landrätlichen Verwaltungsbezirke）を分割しようとしなかった県や分割した県が生じたため、89,000人に1人の議員の選挙区から50,000人に1人に近い選挙区までの相違が生じた。第一次選挙区（Urwahlbezirk）についても同じで、300人に1人の第二次選挙人の選挙区から999人に1人の選挙区までの差異が生じた（K. Repgen, a. a. O., 140～141. なお、選挙区と選出された議員と代理人の名前については、Vgl. Ebd., 344～347）。ヴェストファーレンのばあい、50,000人に1人の割合で20人の議員が選出された（W. Schulte, a. a. O., 184. なお、選挙区と選出された議員と代理人の名前については Vgl. Ebd., 184～186）。以上のようにプロイセンとフランクフルトの国民議会に対する選挙区が異ったにもかかわらず、選挙は同じ日に行なわれたのである（Ebd., 189）。

5月1日は、プロイセンにおいて公民（Statsbürgertum）が初めて政治的意志の表明を経験した日であった。したがって、半ば祝祭日（halber Feiertag）となった。すべての店（Läden）や役所（Büro）のみでなく郵便局すら休日となり、新聞は2日間休刊、鉄道も僅かのみ運行されたに留った。教会や劇場、娯楽場（Vergnügungsorte）は選挙場となり、第二次選挙人の選挙は祝祭のような興奮した雰囲気の中で行なわれ、選挙区の大きい所では屢々夜遅くまでつづけられた。しかし、初めての経験でもあったので、同時に多くの第一次選挙人（Urwähler）がつまらぬ理由から棄権したといわれる（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 2, 9）。ライン州でも同様であったが、選挙記録が失われているので正確なことは不明である（K. Repgen, a. a. O., 225～226）。

第二次選挙人のばあいも、議員のばあいも、1回の投票で全員を選出することは禁じられ、一人一人を記名、秘密投票で選出する方法がとられた。そのさい、投票数が絶対多数に達しないばあい、上位5名が決戦投票（Stichwahl）にかけられ、なお絶対多数が得られないばあい、上位2名が決戦投票となった（K. Repgen, a. a. O., 225～226. W. Schulte, a. a. O., 189）。この結果、選出には長い時間を必要とし、ライン州では議員と代理人の選挙は1日では行ない得ず、5月8日と10日の2日を費やすことになった。また、屢々同一人物が重複して選出さ

れたため、プロイセンとフランクフルトの国民議会に対して議員と代理人214名を選出しなければならなかったにもかかわらず、173名を選出するに留った（K. Repgen, a. a. O., 230）。

ヴェストファーレン州のフランクフルト国民議会選挙では、議員に対して4回の決戦投票（Nachwahlen）、代理人に対して6回の決戦投票がそれぞれ行なわれ、プロイセン国民議会選挙ではそれぞれ4回と10回の決戦投票が行なわれた。また、同一人物が重複して選出された。例えばプロイセン国民議会に対し、「ヴェストファーレンの農民王（der „westfälische Bauernkönig“）」、B. ヴァルデック（Benedikt Waldeck）は議員、代理人選挙で4度選出された。リップシュタット郡では議員、バーダーボルン郡、ボルケン郡とミュンスター市では代理人として選出された。加えてベルリンの第二選挙区でも代理人として選出されたのであった（W. Schulte, a. a. O., 190～191）。

革命の末期には、民主的ブルジョア階級、自由主義的ブルジョア階級、政治的カトリック、保守主義、労働者運動の5つの政治的潮流が鮮明になったとはいえ（Gerhard A. Ritter, Die deutschen Parteien 1830～1914, Göttingen 1985, 11）、5月選挙の時点では政党組織はまだ形成されていなかったし、どの党派も明白なプログラムを掲げてはいなかった。したがって、第一次および第二次選挙人は政党または政治的方向性を顧慮することなく、人物を選んだのであった（V. Valentini, a. a. O., Zweiter Band, 7. K. Repgen, a. a. O., 235. W. Schulte, a. a. O., 191）。

ドルトムントで発行されたパンフレットによれば、「いかなる恐怖や利害によっても正義の軌道を踏み外すことなく、時代とそこでの事件を理解するために必要な政治的成熟と判断力をもった、確固とした自由人」、「輝かしい雄弁」は「成程有利なプレミアムではあろうが、不可避の必要条件ではない」。また、バーダーボルンのヴェストファーレン新聞にしたがうと、政治的に訓練された人が不足し、「選挙が、教養ある市民と、すぐれて健全な人間理解と国民の自由に対する生き生きとした意識をもった素朴な市民との間で行なわれる」ならば、後者に優位が与えられたのであった（W. Schulte, a. a. O., 191）。

この結果、「上流社会の人の名前の狩猟（die Jagd nach großen Namen）」が行なわれ、これに選挙区により選挙基準がさまざまであったことが加わり、既述のように同一人物が重複して選出されたのみでなく、例えばライン州では、代理人は選挙区内での選出が原則とされたにもかかわらず、プロイセン国民議会に対しては、74名のうち56名が選挙区の選出で、県内選出10名、州内選出7名、州外選出1名〔議員はそれぞれ42名、16名、12名、4名、ただし、L. カンプハウゼンとD. ハンゼマンはそれぞれケルンとアーヘンに居住として算出〕、フランクフルト国民議会に対しては、35名中それぞれ23名、6名、5名、1名〔議員のばあ

い、14, 12, 9 となり州外選出はなし] となった (K. Repgen, a. a. O., 231)。ヴェストファーレン州のばあいも、フランクフルト国民議会への20名の議員と10名の代理人のうち、10人が非ヴェストファーレン人であり、3名がヴェストファーレン州生まれではあったが、州外で生活していた (W. Schulte, a. a. O., 191)。

なお、上述以外のプロイセン国民議会選挙の結果については本文に譲りたいと思う。

- 2) R. Stadelmann, a. a. O., 52~63, 71, 訳, 73~87, 99ページ。シルファート, 前掲書, 79~87, とくに85, 87ページ。H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 31~32, 訳, 48~49ページ。

つぎに、4月8日の選挙法に基づくプロイセン国民議会選挙の結果について考察しよう。プロイセン国民議会の選挙は、フランクフルト国民議会選挙と同日に、5月1日〔第一次選挙人 (Urwähler) による第二次選挙人 (Wahlmänner) の選挙〕と8日〔議員と代理人 (Abgeordnete und Stellvertreter) の選挙〕に行なわれた。この結果について、議員構成に重点を置いて検討することにしよう。

プロイセンとフランクフルトの両国民議会の同日選挙の結果として、フランクフルトへは総じて富裕な候補者が選ばれたのに対して、ベルリンへは若い人が選ばれた。前者はドイツ全体の統一にかかわるので、プロイセンより資格が高く、しかも大きな出費を必要としたからである。したがって、フランクフルトへは名士で、経験豊富であり、中庸、慎重で義務感のある者が選出されたのに対して、後述するように、フランクフルト国民議会との対抗により歪みもちつつも、プロイセンへは首尾一貫した近代的性格を築こうとした、精力的な人々が、急進主義者も含めて選出されたのであった。¹⁾

フランクフルトとプロイセンの国民議会へ選出された議員の社会的出自を示す第27表から、CのI、インテリゲンチヤのうち官職にある者の比率がプロイセン48.8%よりフランクフルト61.5%の方が高く、DのI、小ブルジョアのうち官職にある者の比率が前者11.1%、後者6.5%と逆になっている点が注目される。これに加えて、AのIに示されるように、プロイセン国民議会への土地貴族の選出が少数であり、逆にDのIIの1, 2, 3に示されるように、小ブルジョアのうち農民、商人、手工業者の比重が高かったことから、プロイセン国

第27表 フランクフルト国民議会とプロイセン

I はフランクフルト国民議会		プロイセン州		ブランデンブルク		ポメルン		シュレージエン	
II はプロイセン国民議会		I	II	I	II	I	II	I	II
A 大土地所有者 1 貴族 2 ブルジョア		2.00	—	1.00	0.25	1.50	0.25	1.00	0.25
		0.50	1.30	0.50	—	—	0.25	0.50	0.25
		2.50	1.30	1.50	0.25	1.50	0.50	1.50	0.50
B 大ブルジョア 1 商人 2 工場主		—	0.25	0.50	—	—	—	—	—
		0.50	0.75	—	0.50	—	—	—	—
		0.50	1.00	0.50	0.50	—	—	—	—
C インテリゲンチヤ I 官職にある者 1 高級官吏 2 郡市長 3 市町村吏 4 裁判官 5 大学教師 6 上級学校教員 7 その他の教員 8 カトリック僧侶 9 新教教会牧師 II 自由職業者 1 法学博士 2 弁護士 3 哲學博士 4 編集者 5 著述者 6 出版業 7 博医 8 医師		4.00	0.80	1.50	1.10	1.00	0.75	1.00	0.75
		1.50	0.25	0.50	—	—	0.25	—	—
		—	0.25	—	0.25	0.50	0.75	1.00	—
		2.00	1.75	3.00	2.50	1.50	0.75	5.00	2.75
		1.00	0.25	1.00	0.25	0.50	—	2.00	0.25
		0.50	0.50	—	0.25	2.00	0.50	1.50	0.75
		0.50	0.50	1.00	0.25	—	0.25	0.50	0.75
		0.50	0.75	—	—	—	—	0.50	1.25
		—	1.10	0.50	0.50	—	1.25	0.50	2.50
		10.00	6.15	7.50	5.10	5.50	4.50	12.00	9.00
		—	—	—	—	—	—	—	—
		0.50	—	—	—	—	0.25	—	—
		—	—	0.50	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	0.50	—	—	—	—	—
		—	—	0.50	—	—	—	0.50	—
		—	—	—	0.25	—	—	—	0.75
		—	1.10	—	1.00	—	—	0.50	—
		0.50	1.10	1.50	1.25	—	0.25	1.00	0.75
D 小ブルジョア I 官職にある者 1 国家官吏 2 市町村吏員 3 裁判所下級職員 II 自由職業者 1 農民 2 商人 3 手工業者		—	0.25	—	0.50	—	0.50	1.00	0.25
		—	0.50	0.50	0.50	—	1.10	0.50	0.25
		1.50	0.25	1.00	—	—	0.50	1.00	1.25
		1.50	1.00	1.50	1.00	—	2.10	2.50	1.75
		—	1.10	—	2.25	—	1.50	0.50	4.00
		—	0.25	—	0.50	0.50	0.25	0.50	2.00
		—	1.10	—	0.75	—	1.25	—	1.10
		—	2.45	—	3.50	0.50	3.00	1.00	7.10
		—	0.25	—	—	—	0.25	—	—
		0.50	—	1.00	—	—	—	0.50	—
E 労働者		—	0.25	—	—	—	—	—	—
F 軍人		0.50	—	1.00	—	—	—	0.50	—
G 無職		—	0.25	—	—	—	—	0.50	—

国民議会の議員の社会的出自（％）

ボ ーゼン		ザクセン		ヴェスト ファーレン		ライン州		総 計	プロイセン内 での百分率	
I	II	I	II	I	II	I	II	I	I	II
1.00	2.25	—	—	—	—	—	—	4.40	6.50	3.00
—	0.50	—	0.25	0.50	—	1.50	1.30	2.20	3.50	3.85
1.00	2.75	—	0.25	0.50	—	1.50	1.30	6.60	10.00	6.85
—	—	0.50	—	—	0.25	0.50	—	2.20	1.50	0.50
—	—	—	0.50	—	—	0.50	0.25	1.20	1.00	2.00
—	—	0.50	0.50	—	0.25	1.00	0.25	3.40	2.50	2.50
1.00	0.50	1.00	1.10	2.50	0.80	3.00	2.50	12.70	15.00	8.30
1.00	0.50	0.50	—	0.50	—	—	0.75	3.60	4.00	1.25
—	—	—	0.50	—	0.25	—	0.25	1.00	1.50	2.25
0.50	1.50	4.00	3.00	2.50	2.50	2.50	2.25	13.70	21.00	17.00
—	—	0.50	—	—	—	2.50	0.50	8.50	7.50	1.25
0.50	—	0.50	0.50	0.50	—	—	—	5.60	5.50	2.50
—	0.50	0.50	0.25	—	0.25	—	—	1.60	2.50	2.75
0.50	1.10	—	—	0.50	0.75	—	1.75	2.70	2.00	5.60
0.50	—	0.50	0.80	0.50	1.25	—	—	1.40	2.50	7.40
4.00	4.10	7.50	6.15	7.00	5.80	8.00	8.00	50.80	61.50	48.80
—	—	—	—	—	—	—	0.25	4.40	—	0.25
—	—	—	—	—	—	3.00	1.00	11.10	3.50	1.25
0.50	—	0.50	—	1.00	0.25	1.50	—	1.90	4.00	0.25
—	—	—	—	—	—	—	—	0.70	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	0.50	—
—	—	0.50	—	—	—	—	—	0.60	1.50	—
—	0.25	0.50	0.25	—	0.25	—	0.25	1.90	0.50	2.00
0.50	—	1.00	—	—	0.25	—	0.75	2.60	2.00	3.10
1.00	0.25	2.50	0.25	1.00	0.75	4.50	2.25	24.20	12.00	6.85
—	—	—	—	—	0.25	—	—	3.30	1.00	1.75
—	—	—	1.75	—	0.25	—	0.25	0.90	1.00	4.60
—	—	0.50	0.75	—	0.25	0.50	1.75	3.30	4.50	4.75
—	—	0.52	2.50	—	0.75	0.50	2.00	7.50	6.50	11.10
—	0.75	—	0.50	—	1.25	—	0.25	0.50	0.50	11.60
—	0.25	—	0.25	—	1.10	0.50	0.75	2.30	1.50	5.35
—	0.25	—	—	—	0.25	—	—	0.70	—	4.70
—	1.25	—	0.75	—	2.60	0.50	1.00	3.50	2.00	21.65
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50
—	—	0.50	—	1.00	—	—	—	1.80	3.50	—
—	—	—	0.25	—	0.75	1.50	0.50	2.20	2.00	1.75

民議会は「下層民議会（das Parlament der kleinen Leute）」と呼ばれたのに対し、フランクフルト国民議会は名望家の集会（eine Honoratiorenversammlung）とされたのであった。³⁾

ところで「下層民議会」として5月22日にベルリンで開催されたプロイセン国民議会における議員の社会的出自は第28表の如くである。この表から二点に注目しておきたいと思う。

第一は、官僚が議員構成の中核を形成している点である。すなわち、まず、68人の裁判官、32人の高級行政官僚と7人の郡長が閉鎖的職業層を形成し、これに26人の下級官吏〔D 小ブルジョアの7人の国家官吏と19人の裁判所下級職員〕を加えると、全議員中33.5%を占める。これが国民議会の中核となる職業身分を形成した。これに、さらに、51人のカトリックとプロテスタントの牧師、27人の市町村吏員、21人の上級学校その他の教員と5人の大学教員の26.4%を加えると、国家から給与を受けるか、中央省庁の監督下に置かれている者の比率が全議員の60%弱に達する。

したがって、すべての他の職業、すなわち26名の大農と小農、31名の商人と工場主、27名のアカデミックな自由職業、27名の大地主所有者と18名の手工業者は劣勢となったのである。なお、フランクフルト国民議会においても、第27表にみられるように、プロイセン選出議員の60%を官僚的インテリゲンチヤが占めたのであった。⁵⁾

以上のように、プロイセン国民議会の議員構成において、官僚層が中核的位置を占めたので、官僚優位という点では革命前と変化はみられない。そこで、つぎに、議員構成の検討を通じて国民議会の思想傾向を把握する必要性が生じてくる。このことにより革命期の特徴が明らかになるとともに、国民議会における憲法制定過程との関連で、憲法の内容についての推測が可能となるからである。後段で考察する憲法の内容は、当然にここでの考察の課題である官僚政治の相対的自立性の維持の問題と密接に関係する。以上より、プロイセン国民議会の思想傾向が注目すべき第二の点である。

V. ヴァレシティンによると、第28表の数字と異っているが、まず、① 議会

第28表 1848年のプロイセン国民議会議員の社会的出自

	プロイ セン 州	ブラ ンデ ン ブル ク	ボン メル ン	シュ レー ジ エン	ポ ー ゼ ン	ザ ク セ ン	ウ ェ ス ト フ ァ ー レ ン	ラ イ ン 州	総 計
A 大土地所有者									
1 貴族	—	1	1	1	9	—	—	—	12
2 ブルジョア	5	—	1	1	2	1	—	5	15
B 大ブルジョア									
1 商人	1	—	—	—	—	—	1	—	2
2 工場主	3	2	—	—	—	2	—	1	8
C インテリゲンチヤ									
I 官職にある者									
1 高級官吏	3	4	3	3	2	4	3	10	32
2 郡長	1	—	1	—	2	—	—	3	7
3 市町村吏員	1	1	3	—	—	2	1	1	9
4 裁判官	7	10	3	11	6	12	10	9	68
5 大学教師	1	1	—	1	—	—	—	2	5
6 上級学校教員	2	1	2	3	—	2	—	—	10
7 その他の教員	2	1	1	3	2	1	1	—	11
8 カトリックの僧侶	3	—	—	5	4	—	3	7	22
9 新教教会牧師	4	2	5	10	—	3	5	—	29
II 自由職業者									
1 法学博士	—	—	—	—	—	—	—	1	1
2 弁護士	—	—	1	—	—	—	—	4	5
3 哲学博士	—	—	—	—	—	—	1	—	1
4 編集者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 著述者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 出版業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 博識者	—	1	—	3	1	1	1	1	8
8 医師	4	4	—	—	—	—	1	3	12
D 小ブルジョア									
I 官職にある者									
1 国家官吏	1	2	2	1	—	—	1	—	7
2 市町村吏員	2	2	4	1	—	7	1	1	18
3 裁判所下級職員	1	—	2	5	—	3	1	7	19
II 自由職業者									
1 農業経営者、農民	4	9	6	16	3	2	5	1	46
2 商人	1	2	1	8	1	1	4	3	21
3 手工業者	4	3	5	4	1	—	1	—	18
E 労働者	1	—	1	—	—	—	—	—	2
F 無職	1	—	—	—	—	1	3	2	7
合計	52	46	42	76	33	42	43	61	395

の本来の多数派である100名の司法官僚、50名の行政官僚、28名の都市官吏は、圧倒的に若い層であり、それゆえに地方裁判所判事、検事、法律顧問といったタイプ（der Typus Kreisrichter, Staatsanwalt und Syndikus）であり、従来老人層の多い官僚や貴族によって踏みにじられていた層であった。②貴族的土地所有者、合同州議会の騎士領所有者といったプロイセンに特徴的な身分は3名によって代表されたが、国民議会における貴族（die Adelige）の大多数は自由主義的または民主主義的であり、シュレージエンの男爵ライヘンバッハ（der Schlesier Graf Reichenbach）は明白に共和主義者であった。⁶⁾

③68名の農民、うちほぼ半数はシュレージエン選出で、読み書きのできない日雇（Tagelöhner）とホイスラー（Häusler）も含まれている。この点は、選出された騎士領所有者の数が少なく、かつ保守的な思想傾向をもたなかった点と裏腹の関係にあり、反革命期に三級選挙法が導入される一主要原因となる。すなわち、東エルベ地域の農村における選挙結果は、4月8日の選挙法の制定過程において、騎士領所有者が奴婢や領地の農民や近隣農民を「家父長的従属」のもとに置けるとの予想を覆えすものであった。

例えば、ザクセン州北部において、グナイゼナウ伯がかれに有利な2人の人物を選出するよう第一次選挙人に勧告したのに対し、農民は反抗し、騒擾すら生じた。ポメルンではタッデン・トリーグラフが大酒飲みで有名な一農業労働者に敗北を喫した。シュレージエンでは、クロイツブルク郡の身分代表制郡会が内閣あての文書で訴えたように、「シュレージエンには1,200人ないし1,500人の騎士領所有者がいるが、このなかからただ1人の議員も、ただ1人の第二次選挙人も選出されなかった」のである。⁷⁾以上の事例は、既述の4月8日の選挙法制定過程での騎士領所有者層の予測とは逆に、普通、平等、間接、秘密選挙では東エルベ地域における農民や奴婢を騎士領所有者が自由にできないことを物語っており、三級選挙法導入の原因となるのである。⁸⁾

④40名の商人と工場主（Kaufleute und Fabrikant）。⑤28名の手工業者。⑥小商人（Krämer）と店員（Handlungskommis）も選出。⑦労働者は1名も選出されない。ただし、金細工師ビスキイ（der Goldschmied Bisky）が選出されたが、

国民議会には召集されなかった。

ここで、手工業者を中心とするライン州の中流階層（Mittelschichten）の動向について一瞥しておきたい。東エルベ地域の農民の動向が、騎士領所有者が反革命期に三級選挙法導入に賛成する伏線となったのと同様に、手工業者を中心とするライン州の中流階層の動向は、ラインブルジョアジーが三級選挙法導入に賛同する伏線となったからである。第28表にみられるように、ライン州における議員の選出結果は、官僚層および法律家や医者等の大学教育を受けた者（Akademiker）に、すなわち上流階層（Oberschichten）に集中したのであるが、これは間接選挙制度の結果であった。

3月29日に成立したカンプハウゼン内閣は、3月12日に発布されたベルギー選挙法を模範として、納税による選挙資格を設定しようとした。「憲法を制定するための」未来の「プロイセン議会において、労働者階級」が優勢を占めるのを妨げ、「識見と収入」のある者が優勢を占めるようにするためにである。しかし、民衆運動の燃えあがった3月の革命昂揚期に、普通、平等選挙の実施は不可避との判断から、普通、平等選挙の恐るべき結果を弱めるために、間接選挙の方法がとられたのである。当時は教養と財産が重んじられた時代であり、間接選挙制度であれば、第二次選挙人に選ばれた中流階層の大部分がこれに従うと考えられたからである。⁹⁾ 選挙結果はこれを実証した。

事実、5月1日の第二次選挙人選挙の結果は手工業者を中心とする第二次選挙人の進出が著しかった。¹⁰⁾ 第29表はアーヘン市とデュッセルドルフ市の選挙区における第二次選挙人選出の結果である。アーヘン市では政治的カトリック主義の進出がめざましく、上層ブルジョアジーが多数選ばれたが、これは例外であって、デュッセルドルフ市のように上層ブルジョアジーが三分の一、手工業者と客商売の家の主人（Wirt）を中心とする中流階層が三分の二というのが一般的であった。

選出された第二次選挙人の特徴は、労働者が一名も選出されていない点、および「教養（Bildung）」より「所有（Besitz）」の代表者が多い点である。例えば、トリアーでも手工業者が44.5%，大学教育を受けた者30.3%，商人21.2%

第29表 アーヘン市とデュッセルドルフ市における第二次選挙人のリスト

アーヘン市		
I. Oberes Bürgertum	63	
Akademiker	40	
1. Kath. Geistliche		18=18.6%
2. Höhere Beamte		2= 2.0%
3. Juristen		7= 7.1%
4. Ärzte und Apotheker		10=10.2%
5. Philologen		3= 3.1%
Wirtschaft und Besitz	23	
6. Kaufmänner und Fabrikanten		18=18.6%
7. Rentner		5= 5.2%
II Mittelstände	34	
1. Krämer		1= 1.2%
2. Handwerker		18=18.6%
3. Mittlere Beamte		2= 2.0%
4. Kaufmännische Angestellte		4= 4.1%
5. Kirchliche Angestellte		3= 3.1%
6. Lehrer		3= 3.1%
7. Militär		3= 3.1%
デュッセルドルフ市		
I. Oberes Bürgertum	14	
Akademiker	6	
1. Juristen		5=11.1%
2. Ärzte		1= 2.2%
Wirtschaft und Besitz	14	
3. Kaufmänner, Fabrikanten		6=13.3%
4. Rentner		2= 4.5%
II. Mittelstand	31	
1. Krämer		2= 4.5%
2. Wirte		10=22.2%
3. Handwerker		14=31.1%
4. Untere Beamte und Angestellte		3= 6.6%
5. Lehrer		2= 4.5%

の比率であり、エッセンでは40%、33%、27%の比率であった。しかし、議員¹¹⁾は大学教育を受けた上流階層が圧倒的であった。

以上の手工業者を中心とする中流階層の第二次選挙人への進出は、選出基準が教養と財産から利益政党へと移行したばあい、革命期の民衆運動を経験した

上流階層にとって脅威であり、ラインブルジョアジーが三級選挙法に賛同する伏線となったのである。¹²⁾

⑧ 27名の教師（Lehrer）は学者（Gelehrter）を大巾に凌駕。⑨ 50名の聖職者。カトリックの多くは、既述のようにライン州の選出であり、プロテスタントの大部分は宗派（Sekte）の指導者と正教（Orthodoxie）の敵であった。

以上が「下層民議会」と呼ばれたプロイセン国民議会における議員構成と思想傾向であるが、5月20日のバイエルン大使の報告（Bericht des bayrischen Gesandten vom 20. Mai）がプロイセン国民議会の思想傾向を適格に要約している。

その要旨は、この議会では君主政治（Monarchie）や貴族等の存続が問題ではない。国民議会が表明したのはつぎのことである。すなわち、先鋭なエネルギーでもって古いプロイセンと対立した新しいプロイセン、自明のこととして仮定された法治国家としてのプロイセン（das Preußen des postulierten Rechtsstaates）、知識人、カトリックと自由思想家、中間層と下層民、家族や保護のない人々の民主的なプロイセン、古風に維持された農村的なプロイセンに對立する都市的なプロイセンではなく、本来の労働者層のみが代表するのではない、いままで抑圧されていた全国民が動きだすこと、であった。¹³⁾

ここに革命期におけるプロイセン国民議会の思想傾向が端的に示されていると同時に、こうした思想傾向をもった議会が4月8日の選挙法の結果であったことから、反革命期に入って選挙法と議会制度の改変が問題とされるに至るのである。したがって、ここで1823年以降の州議会とプロイセン国民議会における議員構成を比較し、プロイセン国民議会の思想傾向との関連で反革命期以降における変化を透視しておきたい。

1823年以降の州議会とプロイセン国民議会の議員構成を比較したい、その特徴は、後者への市民的特別免除者（die bürgerliche Eximierten）の大量進出に求められる。Ⅱ，〔Ⅲ〕，Ⅰ，（3）の7）で述べたように、かれらは従来、土地所有という廻り道によってのみ州議会へ密輸入され得た。ところで、革命がすべての特別免除と都市特権（alle Exemption und städtischen Vorrechte）を除去し

た結果、プロイセン国民議会においては、市民的特別免除者の数は60%を占め、その内部で官僚が最大の割合を占めたのであった。それゆえ、本来の国家身分の代表者である官僚が、貴族や土地所有者、都市市民の仲介的身分に代って、一般的国家市民層の担い手（Träger einer allgemeinen Staatsbürgerschaft）となった。1789年のフランス革命時代の憲法制定会議の第三身分（Triers-état der französischen Konstituante von 1789）の役割をプロイセンでは官僚が演じたのであり、両国での状況の距りがここに示されている。

ところで市民的特別免除者を中核とするプロイセン国民議会における官僚層の思想傾向は、プロイセン国民議会の最後の議長、v. ウンルー（von Unruh）とフランクフルトにおける最後の首相、グレフェル（Grävell）が、ともに三月前期に自由主義的な立場を貫いたがために免職されたプロイセンの下級事務官（preußische Regierungsräte）であったことに端的に示されている。

しかし、かれらには、革命期以後も継続するすべての特別免除の除去にも成功せず、騎士層を無力ならしめるため、郡や市町村レベルへの市民的自治の拡大にも成功しなかった。官庁組織（die Behördenorganisation）は革命を越えて存続し、自由派によってではなく、v. ウンルーとグレフェルから官僚身分を剝奪した保守派により、「政党政治的に（„parteipolitisch“）」操舵された。いままで州議会と官僚の国家身分との間で生じた問題が、官僚全体を一般的な政党的性質の新しい思想傾向へと曖昧な形で導く、官庁組織の内側から広がっていった問題へと移行していくのである。¹⁴⁾

以上のように、革命期において市民的特別免除者に属していた官僚がプロイセン国民議会に進出し、かれらの思想傾向が自由主義的であったのが、反革命期には騎士層を基盤とする保守的の官僚が、市民的特別免除者を一部選挙から除外しつつ議会に進出していくことになるのである。つぎに革命期における憲法制定過程と制定された憲法の内容と性格を官僚政治の相対的自立性の維持との関連で考察することにしよう。

1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 7. シルファート, 前掲書, 133, 136, 141 ページ。R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 394~395.

2) シルファート, 前掲書, 424~425ページ。

3) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 11. R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 395. Manfred Botzenhart, *Das preußische Parlament und die deutsche Nationalversammlung im Jahre 1848*, in, Gerhard A. Ritter (Hg.), *Regierung, Bürokratie und Parlament in Preußen und Deutschland von 1848 bis zur Gegenwart*, Düsseldorf 1983, 17. なお、普通選挙の結果であったとはいえ、フランクフルト国民議会が名望家の集会の観を呈したことから、V. ヴェレンティンは7月王政下のフランス下院の財産評価に基づく選挙（Zensuswahlen）を想起せると述べている（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 12）。

さらに、H.-U. ヴェーラーは、フランクフルト国民議会では、教養市民的名望家（die bildungsbürgerlichen Honoratioren）が明白に優勢を占めていたとしたうえで、それは屢々引用され、非難されるような「教授議会（„Professorenparlament“）」ではなかった。大学教授と高等学校の上級教員〔die „Studienprofessoren“ an den höheren Schulen〕とで議員（Abgeordnete）の6%を占めるにすぎなかったからであると述べ、代理人（Stellvertreter）を含め812名の構成員中56%、議員数452名を占めた「官僚議会（ein „Beamtenparlament“）」、または第二の局面として、ほぼ議員の50%を占めた「法律家議会（ein „Juristenparlament“）」であったと述べている（Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte 1815~1845/49*, München 1987, 739~740）。

また、名望家の集会としてのフランクフルト国民議会における、ドイツ憲法制定をめぐる討議について、F. エンゲルスは、「老いぼれて、役にたたなくなった政治的役者たちが、その無意識のこっけいさを、その思想と行動の無力さを、全ドイツの観覧に供した舞台」と述べ、「一団のばか者どもからなる討論クラブ」と評価している（F. Engels, *Revolution und Konterrevolution in Deutschland*, 46, 79, 訳, 43, 75ページ）。

これに対し、R. シュターデルマンは、「一団のばか者どもからなる討論クラブ」ではなく、「観念から現実に通じる道を求めて、しかも見出すことができないというドイツ理想主義の悲劇」を「生き生きとした心に迫る一幕として演じられた」舞台、と反論している（R. Stadelman, a. a. O., 137, 訳, 190ページ）。なお、フランクフルト国民議会で制定された1849年3月28日の「ドイツ帝国憲法（Verfassung des deutschen Reichs）」は、「国民主権主義の立場から詳細な国民の基本権を規定したドイツ最初の憲法」として評価されている（高木八尺, 末延三次, 宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫, 1957年, 170ページ）。フランクフルト国民議会の辿った運命については第26表を参照せよ。

4) シルファート, 前掲書, 421ページ。

5) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 393. ここで、R. コ

ゼレックはシルファートの表〔第28表〕を使用しているのであるが、議員総数がシルファートの表では395名であるのに対し、402名と記し、両者に食い違いがある。

- 6) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 43.
- 7) Ebd., 43. シルフアート, 前掲書, 130~131, 136ページ。
- 8) プロイセンの状態が沈静化した5月に、東部諸州の農場所有者層が大部分を占める、選挙法を廃止することを要求する最初の請願と陳情書が、政府に提出された。これは働く階級を選挙権から排除するのではなく、不平等選挙権への復帰を要求するものであった。すなわち、最高額の租税を支払っている者が、国民議会に最も少なく選出されていることへの不満であり、1845年のライン州における三級選挙法導入と同じ考えに、今やプロイセン東部も同意したのである。Vgl. Heinz Boberach, Wahlrechtsfragen im Vormärz. Die Wahlrechtsanschauung im Rheinland 1815-1849 und die Entstehung des Dreiklassenwahlrechts, Düsseldorf 1959, 123.
- 9) シルフアート, 前掲書, 47, 54, 61, 69, 89, 98ページ。
- 10) K. Repgen, a. a. O., 227.
- 11) Ebd., 227~229.
- 12) カンプハウゼン—ハンゼマン内閣は、5月20日の憲法草案で、4月8日の法律は暫定的のみに有効とし、再びベルギーを模範とする、平等を維持するため、低い財産評価による選挙（Zensus）を導入しようとした。そして有力なブルジョアジーが支配する上院（die erste Kammer）を新たに設置し、そこでの被選挙権者は、2,500ターラー以上の純所得のある者、または300ターラー以上の納税者としたのであった。しかし、国民議会の憲法委員会（die Verfassungskommission der Nationalversammlung）は、4月の選挙法の原則を憲法草案に引き継いだ（H. Boberach, a. a. O., 124）。
- 13) 議員構成とバイエルン大使の報告については、Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 43~44. また、シルファート, 前掲書, 135~140ページをも参照せよ。なお、V. ヴァレンティンのばあい、プロイセン国民議会の議員総数は368名となり、議員構成数とともに、第28表のシルファートとも、R. コゼレックとも相違している。

ここで名望家の集会と呼ばれたフランクフルト国民議会における議員構成を示すならば、第30表（シルファート, 前掲書, 422~423ページ）の如くである。その内容をV. ヴァレンティンにしたがって述べると、第30表と相違するが、農民はシュレージエン選出のミンクス（der Kolonat und Händler Minkus aus Schlesien）のみ。労働者は不選出。都市中間層は手工業親方4名と中級官吏〔郵便局員、関税行政官、検査官（Inspektoren）、出納局長（Rentmeister）〕11

名。上層農業経営者と商人〔ハンブルクとブレーメンからの大商人、多数の銀行家、種々の工場主と印刷業者、ビール醸造業者〕46名。農業の代表者〔1名の領地小作人（Herrschaftspächter）、その他大中の経営者、すなわち葡萄農場所有者、御料地と冶金所所有者（Kammergut-und Hüttenbesitzer）、北ドイツとシュレージエンの長子相続権者（Majoratsherren）、ティロル伯爵、ドイツ各地の貴族の農場所有者〕60名。以上、経済を職業とする代表者は140名以下。

これに対して大学教育を受けた者（Akademiker）のグループの総数は567名にのぼった。大学教授と教員（Universitätsprofessoren und Dozenten）49名、上席教師（Professoren）と高等教育機関（höhere Lehranstalten）所属者57名、判事（Richter）と検事（Staatsanwälte）157名、弁護士66名、市長20名、中央行政従事者118名、外交官3名、図書館員と文書館員5名、医者18名、プロテスタント牧師16名とカトリック牧師16名およびドイツカトリック牧師1名、文筆家と編集者とジャーナリスト43名。これに出版業者6名と将校16名を加え、さらに無職者116名のうちの一定割合を大学教育を受けた者が占めるとすると、その総数は600名を越える。

この結果、フランクフルト国民議会は余りにも多くの大学と余りにも少ない政治的取引所（zu viel Universität und zu wenig politische Börse）となった。それは、当時のドイツ社会層の忠実な模写ではなく、選出が身分または職業や政党グループへの所属にしたがってなされないで、個々人の名望（Ansehen der Einzelpersönlichkeit）にしたがってなされた結果であった（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 11～12）。

なお、V. ヴァレンティンは、一般的に選出された議員および〔後に召集された〕代理人（Stellvertreter）の総数837名〔最初の月のパウロ教会への平均出席者は400～500名〕と述べており、シルファートの数字と相違する。

14) Vgl. R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 395～397.

第30表 フランクフルト国民議会

		オーストリア	プロイセン	州							
				プロイセン	ブランデンブルク	ポメルン	シュレージエン	ポゼン	ザクセン	フヴァースレント	ライン
		1	2								
A	大土貴所所有者 1 2 プルジョ族 2 1 2	3 3	13 7	4 1	2 1	3 —	2 1	2 —	— —	— 1	— 3
B	大ブルジョア 1 2 1 2 工 場 主	2 —	3 2	— 1	1 —	— —	— —	— —	1 —	— —	1 1
C	I 官職に就く者 1 高都府判事 2 官に就く者 3 官に就く者 4 官に就く者 5 官に就く者 6 官に就く者 7 官に就く者 8 官に就く者 9 官に就く者	2 11 — 6 7 4 — 4 —	30 8 3 42 15 11 5 4 5	8 3 — 4 2 1 1 1 —	3 1 — 6 2 — 2 — —	2 — 1 3 1 4 — — —	2 2 — 10 4 — 1 1 1	2 1 — 8 1 — 1 — 1	5 1 — 5 — 1 — 1 1	6 — — 5 5 — — — — —	
II	自由職業者 1 法学博士 2 法学博士 3 法学博士 4 法学博士 5 法学博士 6 法学博士 7 法学博士 8 法学博士	18 8 2 2 3 — 6 8	— 7 8 — 1 3 1 4	— 1 — — — — — —	— — 1 — — — — —	— — — — — — — —	— — 1 — — — — —	— — 1 — — — — —	— — 2 — — — — —	— 6 3 — — — — —	
D	I 官職に就く者 1 官に就く者 2 官に就く者 3 官に就く者	14 1 5	2 2 9	— — 3	— 1 2	— — —	2 1 2	— — —	— — 1	— — —	— — 1
II	自由職業者 1 農業者 2 農業者 3 農業者	1 2 2	1 3 —	— — —	— — —	— 1 —	1 1 —	— — —	— — —	— — —	— 1 —
E	軍人	3	7	1	2	—	1	—	1	2	—
F	無職	4	4	—	—	—	1	—	—	—	3
合計		121	200	31	27	15	38	12	23	19	35

議員の社会的出自

バイ エル ン	ザ ク セン 王 国	ハ ノ ー ヴ ア	ヴ ュ ル テ ン ベル ク	バ ー デ ン	ヘ ッ セ ン	ク ー ル ヘ ッ セ ン	ホ ン ユ ン タ ヴ イ ン ヒ	メ ル ク レ ブ ン ク	ル ク セン ブル ク	ナ ッ サ ウ	そ の 他 の 小 国	総 計
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
4 1	1 —	2 —	1 —	— —	— 1	— —	— —	— —	1 1	— —	— —	25 13
— 1	1 —	3 —	1 1	1 2	— —	— 1	— —	— —	— —	— —	2 —	13 7
11 — 1 9 7 2 — 5 1	2 1 1 2 3 1 — — —	3 — — 6 1 3 — — —	5 — — 2 4 6 1 — 1 —	2 — — 2 2 1 — 1 — 1	2 — — 1 1 — — — — —	2 — 1 1 1 — — — — —	— — — 1 4 — — — — —	— — — 1 — — 1 — — —	— — — 1 — — — — —	5 — — — — — 1 — — —	7 — — — 4 4 2 1 — — 1	73 20 6 78 49 32 9 15 8
— 14 — 2 — — — 2	— 6 — — 1 — — —	2 5 — — — — — —	1 4 — — — — — —	— 6 — — — — — —	1 2 — — — — 1 1	— — 1 — — — — —	1 2 — — — — — —	2 — — — — — 1 — —	— 2 — — — — — —	— — — — — — — —	— 8 — — 1 — 2 — —	25 64 11 4 6 3 11 15
2 1 1	— — 2	1 — —	— — —	— — —	— — 1	— 1 —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	19 5 18
1 — 1	— 3 —	— — —	— — 1	— 1 —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— 4 —	3 13 4
—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	11
2	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	13
68	24	26	28	19	11	11	11	6	5	6	37	573